

雇児育発 0331 第 5 号
平成 24 年 3 月 31 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」（平成 16 年 3 月 18 日雇児育発 0318003 号本職通知。以下「課長通知」といいます。）により行われているところですが、今般、課長通知の一部を下記のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

記

1. 本文中、「児童手当法施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 3 号）第 1 条第 2 項第 6 号」を「児童手当法施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 3 号）第 1 条の 4 第 2 項第 1 0 号」に改める。
2. 1 中（6）の次に「（7）共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの」を加える。

(参考)

「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
雇児育発 0318003 号 平成 1 6 年 3 月 18 日 各都道府県民生主管部（局）長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長 被用者確認のための添付書類の取扱いについて <u>児童手当法施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 3 号）第 1 条の 4 第 2 項第 1 0 号</u> に規定する「受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類」とは、行革関連特例法に基づく特例措置の実施について（昭和 5 7 年 3 月 2 4 日児手第 1 2 号児童手当課長通知）により、事業主による被用者年金への加入証明等としてきたところであるが、今後、下記により取り扱うこととしたので、市町村への周知について特段のご配慮をお願いするとともに、その取扱いに遺憾のないようお取り計らい願いたい。 なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものである。 記 1. 受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類として、事業主による被用者年金への加入証明等のほか、次の写しの提出により確認ができることとすること。 （1）健康保険被保険者証 （2）船員保険被保険者証 （3）私立学校教職員共済加入者証 （4）全国土木建築国民健康保険組合員証	雇児育発 0318003 号 平成 1 6 年 3 月 18 日 各都道府県民生主管部（局）長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長 被用者確認のための添付書類の取扱いについて <u>児童手当法施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 3 号）第 1 条第 2 項第 6 号</u> に規定する「受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類」とは、行革関連特例法に基づく特例措置の実施について（昭和 5 7 年 3 月 2 4 日児手第 1 2 号児童手当課長通知）により、事業主による被用者年金への加入証明等としてきたところであるが、今後、下記により取り扱うこととしたので、市町村への周知について特段のご配慮をお願いするとともに、その取扱いに遺憾のないようお取り計らい願いたい。 なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものである。 記 1. 受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類として、事業主による被用者年金への加入証明等のほか、次の写しの提出により確認ができることとすること。 （1）健康保険被保険者証 （2）船員保険被保険者証 （3）私立学校教職員共済加入者証 （4）全国土木建築国民健康保険組合員証

改正後	改正前
(5) 日本郵政公社共済組合員証 (6) 文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る。） <u>(7) 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの</u>	(5) 日本郵政公社共済組合員証 (6) 文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る。）
2， 3（略）	2， 3（略）

雇児育発 0318003 号
平成 16 年 3 月 18 日
一部改正 雇児育発 0331 第 5 号
平成 24 年 3 月 31 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

被用者確認のための添付書類の取扱いについて

児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 1 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する「受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類」とは、行革関連特例法に基づく特例措置の実施について（昭和 57 年 3 月 24 日児手第 12 号児童手当課長通知）により、事業主による被用者年金への加入証明等としてきたところであるが、今後、下記により取り扱うこととしたので、市町村への周知について特段のご配慮をお願いするとともに、その取扱いに遺憾のないようお取り計らい願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類として、事業主による被用者年金への加入証明等のほか、次の写しの提出により確認ができることとする。こと。
 - （1）健康保険被保険者証
 - （2）船員保険被保険者証
 - （3）私立学校教職員共済加入者証
 - （4）全国土木建築国民健康保険組合員証
 - （5）日本郵政公社共済組合員証
 - （6）文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る。）
 - （7）共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの
2. 健康保険被保険者（健康保険組合に係るものに限る。）については、任意継続被保険者でないことを確認するため、健康保険被保険者証等の写しの余白に勤務先名を記載させること。
3. 上記 1 以外の被保険者証等は被用者確認が困難であることから、従前のおり、事業主による被用者年金への加入証明等により確認する必要があること。